

## 町の区域の変更について

### 1 概要

品川駅北周辺地区土地区画整理事業及び泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の施行に伴い、次の町の区域を変更します。

変更前の区域	変更後の区域
高輪三丁目の一部	高輪二丁目
芝浦四丁目の一部	三田三丁目
	高輪二丁目
	港南一丁目
	港南二丁目
港南一丁目の一部	芝浦四丁目
港南二丁目の一部	高輪二丁目
	高輪三丁目

### 2 住居表示が変更になる住居等の件数

変更する区域には、影響を受ける住居等はありません。

### 3 根拠規程

【地方自治法第260条第1項】

市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。